中野区教育委員会会議録

令和2年第15回定例会 令和2年5月29日

中野区教育委員会

令和2年第15回中野区教育委員会定例会

○日時

令和2年5月29日(金曜日)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時59分

○場所

中野区役所 5 階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邉 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事(子ども家庭支援担当) 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

学校教育課長 板垣 淑子

子ども教育施設課長 塚本 剛史

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

4人

○議事日程

1 議決事件

(1)第29号議案 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施 の特例に関する規則

2 協議事項

- (1) 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の統合時期等の取扱いについて(子ども・教育政策課)
- (2) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について (子ども・教育政策課)
- (3) いじめ防止対策の条例化について(指導室)
- (4) 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎等整備について(子ども教育施設課)

3 報告事項

- (1) 事務局報告
 - ①地域開放型学校図書館整備・運用の考え方について(子ども・教育政策課)
 - ②中野区立学校再開マニュアルについて(指導室)
 - ③令和3年度使用中野区立中学校教科用図書の採択に係る教科書展示会の実施について(指導室)
 - ④中野区立中学校教科用図書選定調査委員会調査研究会の設置について(指導室)
 - ⑤新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえた対応に伴う小中学校での事業について(学校教育課)

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは、定足数に達しましたので、教育委員会第15回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に入ります。

ここでお諮りいたします。本日の協議事項1番目と4番目及び報告事項4番目は非公開を予定しております。したがいまして、日程の順序を変更し、これらの協議事項及び報告事項については、議事日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議がありませんので、日程の順序を変更いたしまして、協議事項1番目「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の統合時期等の取扱いについて」と、協議事項4番目「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎等整備について」及び報告事項4番目「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会調査研究会の設置について」を議事日程の最後に行うことを決定いたします。

<議決事件>

入野教育長

まず議決事件の審査を行います。

議決事件の1番目、第29号議案「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則」についてを上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは第29号議案「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の 特例に関する規則」につきましてご説明いたします。

この規則につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実施が困難となった意見交換会にかわる取扱いを特例として規定整備をする必要があるために、制定するものでございます。

補足資料を配付してございますので、この議案の後ろのほうに添付をしてございます資料をご覧いただきたいと思います。

この規則の趣旨でございます。教育行政に関する基本的な計画、条例等の策定の検討に 当たりましては、中野区教育委員会意見交換会に関する規則の規定に基づきまして意見交 換会を実施することと定められてございます。

しかしながら今般新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下におきましては、そうした対話形式の集会の実施が困難であるといった状況でございます。こうした状況におきまして、その特例といたしまして、次に掲げる要件を全て満たす場合において、それにかわる手段を用いるというものでございます。

その状況といたしましては、意見交換会を実施することが困難または不適当であること。 そういった状況が相当期間継続する見込みである。実施する見通しが立たないこと。こう したことで、区の教育行政運営に支障を来すおそれがあることといったような状況でござ います。

そうした状況におきまして、かわる実施方法といたしましては、区の考え方などにつきまして、区報、ホームページ等で周知をいたしまして、このことにつきまして区民の皆様から郵便、ファクシミリ、電子メール等によりまして意見をいただき、提出された意見について公表するというものでございます。

これにつきまして、特例規則を議決いただきましたら、本日付で施行を予定してございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

こうした状況ですけれども、形を変えても区民の方々の意見をいただこうということで すので、趣旨に賛成したいと思います。

伊藤委員

お願いのようなことですけれども、郵便やファクシミリ、電子メールなどで意見を皆さんが寄せやすいような、周知の期間を十分とるとか、なかなかうまくいかないときもあるのだと思いますけれども、何か工夫して、ぜひ通常の場合と同じように意見を収集できるような形でお願いできるとよいのかなと思いました。

以上です。

渡邉委員

意見交換会ということなので、こういったものを、ファクシミリとかというと一方通行になってしまうということが十分考えられて、それを相互に話し合うという手段というのが非常に難しいというのがここの一つの欠点かなとは思っています。

このやり方自体に文句をつけるとか、よろしくないとか、いいとかということに関しては賛成以外ないのですけれども、その中にもいろいろと工夫をして取り組んでいただきたいなと思っていますので、これは要望という形で言わせていただきました。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第29号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

入野教育長

引き続き協議事項に入ります。

それでは協議事項2番目の「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議 いたします。

初めに事務局から説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、教育長の臨時代理による事務処理の指示につきましてご説明いたします。

今回、指示をいただく内容といたしましては、中野区教育委員会の権限に属する事務の 臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づきまして、工事請負契約に係る区長から の意見聴取に対する教育委員会の意見の申出について、教育長の臨時代理による事務処理 の指示をいただくものでございます。

その工事につきましては、記載の3件でございます。

この指示をいただく理由といたしましては、この議案につきまして、令和2年中野区区議会第2回定例会で上程が予定されておりまして、教育委員会に対して意見が求められるということになります。区議会本会議の議決に当たりましては、区長からの意見聴取後、速やかに意見の申出の事務処理が必要になりますことから、本件事務処理につきまして教育長が臨時に代理することをあらかじめ指示をいただくというものでございます。

また、今後の予定といたしましては、この処理をいたしました結果の報告につきまして、 6月12日の定例会でのご報告を予定してございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それではご意見がございませんので、小学校工事請負契約の意見申出に係る教育長の臨時代理による事務処理の指示についてに関する協議を終了いたしたいと思います。

次に協議事項3番目「いじめ防止対策の条例化について」を協議いたします。

初めに事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

中野区いじめ防止対策の条例化についてご報告いたします。

本区におきましては、いじめ防止を最重要課題の一つとして掲げ、教育委員会と学校とが一体となった実効性のある取組を強化・徹底してまいりました。こうした中、昨年度末の教育委員会において、これまでの中野区いじめ総合対策や中野区いじめ防止基本方針を統合し、中野区いじめ防止基本方針を改めて定めたところでございます。

一方、子ども一人一人の尊厳を保持し、いじめ問題を克服するためには、教育委員会だけでなく、区、学校、家庭、地域その他の関係機関が相互に連携していく必要があると考えております。また、いじめ防止対策を迅速かつ適切に対応できるようにするためには、いじめの防止等に係る基本理念や区の責務などを、広く区内外に明らかにするとともに、専門的な知識や経験を有する第三者などを含む会議体において、横断的に審議を深めていくようなものを区において明確に位置づけることが求められると考えております。

こうしたことから、いじめ防止対策の条例化について、検討を進めることと考えております。

今後協議を重ねていく条例の主な内容につきましては、これは大体ほかの自治体や都の

条例に準じていくものではございますが、まずは基本理念。続きまして区、教育委員会、区立学校、教職員、保護者等の責務及び地域住民の役割。基本方針の策定。いじめ防止等に関係する機関、団体の連携を図るための協議会の設置。これは現基本方針ではいじめ等対策委員会を指すものでございます。それからいじめ防止等の対策を実効的に行うための組織の設置。これは現基本方針におきましては、いじめ等対応支援特別委員会を指すものでございます。それからいじめ防止等に対する教育委員会の措置。これは例えばいじめ調査とか、支援チームですとか相談体制を指すものでございます。そして最後に、重大事態に対処するための調査等を行う組織の設置。これは主に教育委員会内におきましては先ほど申し上げた、いじめ等対応支援特別委員会がこの役割を担うことになってまいります。このようなものを条例の中身として考えているところでございます。

今後の予定といたしましては、本日はこのような方向性をご協議いただくことにとどめ、 今年の10月ごろに条例の考え方についてご報告させていただいた後、区民の意見交換会な どを実施し、その結果をご報告し、条例に盛り込むべき主な内容について決定してまいり たいと思っております。

それ以降、12月以降ですけれども、パブリック・コメント等の手続を1月にかけて行い、 最終的には3月中旬に条例案の提案をしていきたいと思っております。

ご説明は以上です。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

この条例の主な内容は、今後検討していくということでしたけれども、組織の設置とか ということは別にして、基本方針の策定は今年の3月に決めた基本方針に、さらに何か加 えていこうと、改定していこうというお考えがあるようでしたら、教えていただければと 思います。

指導室長

基本的には、今までのさまざまな内容とか、それから大事なことは基本方針に盛り込んでいるところでございますので、それをほぼそのまま。もちろんご意見をいただきましたらそこで改定していくようなこともありますけれども、基本的にはお示ししました内容について、盛り込んでまいりたいと考えております。

渡邉委員

今、田中委員が言われたように、内容的には今まで中野区がやってきたことをそのまま受け継いでいくというやり方で。ただ、ここにも、条例の目的ということに関して言うと、学校等の責務を明確にするという形で、やはり問題を厳しく取り扱おうということがこの考え方なのではないのかなと思います。

意見交換会ということと、これが決まれば、これを周知して、責務ある人間たちに、より 責任が課されたのだぞという責務をいかに明確に示せるかということを。そういう意味で は、区民だけではなくて、ここの「区民」と書いてあるのですけれども、教職員とかそう いったところにも、明確に意見を問うような形とか、機会を入れておかないといけないの かなと。そこでどういうふうなご意見があるかという、区民としてしまっているのですけ れども、そこだけはこういった場合に、何らかの形で示しておいたほうがいいのではない かなと思いましたので。

指導室長

「区民」という言葉を広い意味に捉えておりますので、今、委員ご提案のようなことはぜ ひ考えてまいりたいと思います。

伊藤委員

条例となったときに、区民の皆さんにも知っていただくとか、地域住民の役割ということも書いていただいたのですけれども、地域との連携とか、そういったことも少し補強がされるのかなと思いますので、基本方針が出たばかりなわけなのですけれども、それを見直しながら、広く地域の方にも入っていただくということを踏まえて、どこをどう改善していったらいいのかを慎重にお考えいただけると、いいものになっていくのかなと。条例にあえてする意味ということがはっきりするのかなと思いましたので、よろしくお願いいたします。

小林委員

いわゆる条例化ということに関しては、基本的に方向性はよろしいかなと思っています。 今、伊藤委員のご指摘のことと重なるのですが、先ほど指導室長からの報告からも他地 域の状況を参考にしながらといったようなこともありましたけれども、他の自治体に関し ては、この条例化に関してはどのような現状になっているか、わかる範囲で教えてくださ い。

指導室長

いじめ防止対策推進条例のような形で、いじめ全てに関しての基本的な条例をつくって

いるのが 23 区ですと大体半分ぐらいの自治体でございます。それとは別に一部、いじめ防止対策の条例ではなくて、いじめ防止に関わる会議体の設置条例のみをつくっているところも数区あります。それを含めても、23 区ですと大体半分ぐらいのところ。それ以外のところは、本区もそうなのですけれども、基本方針ですとか、要綱設置とかそういうところで示しているところでございます。

小林委員

いわゆる条例化というのは、いろいろな意味でしっかりと取り上げているのだという、 ある意味で看板というか、言い方はよくないかもしれませんが、グレードを上げるわけで すので、ただ、一番問われているのは、最先端で指導をする学校やまた関係の方々のお力の 実働が問われるわけですよね。そういう意味では常に、実際に生きて働くというのでしょ うか。そういう工夫で、つくったらおしまいではなくて、つくった上で、どのような工夫で、 常にいじめ防止に関わる取組が継続的に、しっかりと取り組まれるかという点の、その中 身に関して、今後もさらに検討を深めて進めていただければありがたいと思います。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今、ご意見がありましたように、本当に生きて働く条例になりますように、周知も含めて 考えてまいりたいと思います。

それでは本件に関する協議を終了し、事務局は条例の制定に向けて、手続を進めていっていただきたいと思います。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

続いて、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告につきましては、事務局から報告は予定しておりませんが、各 委員から活動報告がございましたらよろしくお願いいたします。

ないようでございますので、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

次に事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「地域開放型学校図書館整備・運用の考え方について」の報告をお願

いいたします。

子ども・教育政策課長

地域開放型学校図書館整備・運用の考え方につきまして、ご報告いたします。

このことにつきましては、当教育委員会におきましてもご報告をさせていただいている ものでございますが、このたび新型コロナウイルス感染拡大を踏まえて、区の財政を踏ま えて、そうした事業のあり方について、改めて区全体として見直すという指示がございま した。

こうした状況を踏まえまして、この地域開放型学校図書館の整備及び当面の運用につきまして、次のとおり行っていきたいと考えているものでございます。

まず基本的な考え方といたしましては、財政見通しを踏まえ、令和2年度におきまして は必要な什器配置、蔵書購入等について予算の範囲内で行い、令和3年度から利用を開始 するというものでございます。

具体的な開設の予定といたしましては、みなみの小学校、美鳩小学校、中野第一小学校が 今年の9月から来年の4月にかけて新校舎が開設されますが、この3校につきましてはい ずれも令和3年4月に図書館の開設も予定してございます。

この具体的な運営形態といたしましては、区立図書館の分館として位置づけまして、指定管理者制度による運営を想定してございます。

開館の日時等につきましては、平日は火曜と木曜、土日、祝日、長期休業日におきまして 午前10時から午後7時までの開館を予定してございます。

また、蔵書の構成につきましては、絵本、児童書、一般図書等を当初約 2,000 冊で開始 するということを想定してございます。

蔵書の貸出しを行うとともに、区立図書館の予約図書の受渡しにつきましても、この図書館の開館時間中に行うということを想定してございます。

今後のスケジュールといたしましては、9月に図書館条例の改正ということで議案の提出を予定させていただいております。その後準備をいたしまして、来年の4月に開設を予定してございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

学校の休校を長くして、この後もどのように子どもたちをケアしながら学習面の補助をしていくかという大きな課題に直面していると思いますし、今後も新型コロナウイルスの第二波、第三波ということも言われている中で、学校状況がどうなるかわからないので、今回こういうふうに決まりましたけれども、地域の方のこともそうですけれども、やはり安全ということが大事ですので、また学校の負担ということも、結局は児童の負担に返ってきてしまうので、総合的に判断をされて、臨機応変にこれからも考えていく必要があるのかなと思いました。

今回は当面、来年の4月ということでよいのではないかなと思うのですけれども、今後 も引き続きご検討いただけるとよいのかなと思いました。

以上です。

渡邉委員

本当にこの件については今まで何度も議論を重ねてきましたので、ここであまり何か言うことはないのですが、こういった時期、こんな環境になってしまったので、伊藤委員が言われているように、もともとの基本的な考え方に立ち返って、柔軟に運用するという形を常に持っていて、そのつもりでいていただくということが。とりあえずはこういう形でやりましょうということですけれども、やはり柔軟に対応する。もう決まったからではない。この時期ですから、決まったことを通すというのはものすごく大切なことなのですが、そうではなくて、環境とか状況ということを常に念頭に置いて、子どもたち、学校にとってどうかということを常に思った形で柔軟に対応するという。それを教育委員会としては思っていていただきたいと思います。

この件自身には、これでいいかなとは思いますけれども、そこだけが。

私の意見として言わせていただきます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

両委員の意見を受けまして、今後とも十分にいろいろ検討を加えてまいりたいと思います。

なければ本報告は終了いたします。

続いて事務局報告の2番目「中野区立学校再開マニュアルについて」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは「中野区立学校再開マニュアルについて」、ご報告いたします。

6月1日からの学校再開に当たり、教育委員会から区立学校・幼稚園等に示しました、主に学校等の衛生管理や感染症予防等に関わる学校再開マニュアルについて、ご報告させていただきます。

まず内容でございますが、資料をご覧ください。

1のねらいでございますけれども、関係感染症予防のため、学校再開時に幼児・児童・生徒及び教職員の感染リスクを低減し、健康で安全な学校生活を過ごせるようにするためでございます。

次に2、基本的な考え方と徹底する取組についてでございますが、密閉、密集、密接の3 密を避けるため、特にそこに書かせていただいております、三つの取組を徹底し、子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごせるように努めてまいります。この三つの取組につきましては、以下のページで、学校生活における様々な場面で配慮事項を具体的に提示しているところでございます。

三つのことと申しますのは、換気を徹底すること。二つ目としまして、身体的な距離をとり、マスクの使用を徹底すること。3番目としまして、手洗い・消毒を徹底することでございます。

以下、目次に従いまして、3、再開前に行うことといたしまして、まずは子どもの状態を確認することでございます。特に既往症やアレルギー等の確認は、コロナウイルスにかかわらず大切なことだと思っております。

2番目としましては教員への研修を実施すること。このマニュアルを特に活用していた だきまして、共通理解を図ることが大事なことだと思っております。

3番目といたしまして、環境点検を行う。これもマニュアルに様々な場面で示している ところでございますけれども、校内の環境について徹底し改善すべきところは改善を進め ていくように書いてございます。

4番目の幼児・児童・生徒及び教員に関わることといたしましては、家庭にお願いすることや、学校で指導することを明らかにするとともに、特に幼児・児童・生徒の気持ちに寄り添った指導を徹底するように示してございます。特に気持ちに寄り添った指導でございますが、こういう時期はどうしても子どもたちの気持ちが非常に不安定になっていたり、目には見えないストレスを抱えているところが非常に多いように考えております。一方教員等が忙しい中で、不安を抱えている中で、どうしても指導に非常に思いがこもり過ぎてし

まったりすることがございますので、余裕を持って子どもたちの気持ちに寄り添い、子どもたちが何より不安な気持ちの中で過ごしているということを理解しながら指導していく ことが大切だということを書かせていただいております。

5番目、園・学校の環境に関わることといたしましては、学校生活の様々な場面におきま して3密を避けるための配慮を示してございます。

最後に6、物品等についてでございますが、学校に整備する備品、消耗品を挙げさせてい ただいております。

付録といたしまして、都などから出された通知等をまとめさせていただいております。 このようなものをまず6月1日の再開前に1回示させていただいているところでございます。今後、様々なご意見等がございましたときには、それを付け加えて改定してまいりたいと思います。

以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邉委員

マニュアル、見せていただきまして、このマニュアル自身がどうこうということを申し上げると、やはりこのマニュアルでは全てが示されているとは到底思えないのです。学校生活自身をこの冊子一つぐらいで全てまとめようというのは、恐らく当然無理なことなので、これに対してどうこういうのではあり得ない。基本的方針を示していただいて、それはとても大切なのです。

例えば「手洗いをしましょう」と、手を洗います、手をどこで拭くのですかという。この「拭く」という問題のほうが恐らく問題だと。一つ一つ、最初に書いてあったように「手洗いをしましょう」とかというのですけれども、消毒液を用意しましょうというのですけれども、消毒液というのは、例えば次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムなんか、結構間違えられている方がいらっしゃるのですけれども、似ていて、最後の文字が違うだけですけれども、人に使用していいものと、してはいけないという、そういった事情も出てきますし、物品に関しても。消毒法というのも、かけたらいいのか、かけて拭き取ってどうするのか、どの程度の回数をやるのか。言い出したらきりがないほどいろんな問題があります。

こういった、教室の中で距離をとりましょうと、これは言葉で書くのは簡単ですけれど も、今の中野区の学校の現状として、これができるのですかと。できないことをマニュアル に書いてやってくださいというのもちょっと変な話だなと。学校の職員室はどうなのですかとか、そういういろいろな、現実と理想とちょっと違う。体育の時間はマスクして体育するのですか。健康の面からでは、僕らはとてもそんなことは認められない。でも、それを全部学校が、各校長先生、各学校で対応してくださいというのは、物理的に解除できない部分についてはそうですけれども、そういう意味では、頻回に問題点を持ち上げて、頻回に委員会で説明して、もうすぐ始まってしまうのですけれども、やはりいろいろな疑問点を挙げて、もう始まってしまうのでやりながら改善していくしかないのですけれども、これは健康に関わる問題なので、常に連絡会というのを定期的に、毎週ではないですけれども、始まってきて問題点が出たらすぐ、初日の問題点を挙げて、3日後の問題点を挙げて、1週間後の問題点を挙げて、2週間後、1カ月後。1カ月たてば3カ月後でいいのですけれども、医療の現場とかというのはスピード感が必要なので、そういった形で対応しないと、今やりました、1カ月後に今度は変えましょうと、何やっているのですかという話になるので。まず初日やってみたら初日でこんなに問題が起こった。これを明日どうするかという話は当然しないと。

医療界としては、数としてものすごく患者数は少ないですけれども、本当に学校で出たらどうなるのだろうという恐怖はありますので。感染症って、いまだかつて全て学校から始まって、学校が拡大させているというのが。ですから一番最初に学校が停止されたのはそのためなので、そこを忘れてしまうと学校の中で出たら、これはえらい騒ぎという。そういったところから、我々としてはスピード感をもって。大変なのですけれども、1回きりのことで翌日、初日始まっての問題点。それで3日間やってみて問題点。1週間やって問題点。2週間やって問題点と。それぐらいのペースで意見を聴取しないと。ほかのところはやっていないではなくて、ほかのところがやっていなければ、中野区はやってくださいという。自助というのですけれども、自分たちをまず最初に守ることが一番大切なので。ですからそういう意味では、やり過ぎるということはないなと。そういった意味で、養護の先生たちもシビアにはなっていると思うので、そのあたりをどのようにしていくかというのも徹底していただいたらありがたいなと思います。

もう1点よろしいでしょうか。今回国立成育医療研究センターのほうで、5月22日に「こどもたちの生活とこころの様子」という形で発表がありました。これは4月30日から5月5日の間の全国の、緊急事態宣言中のアンケート調査をまとめたものです。こういった中に、国立成育医療研究センターの、心と生活の問題に、まず生活リズムの変化がかなり見ら

れている。そして、運動をしていなかった。家庭内でのトラブルも意外に増えていると。保 護者の心の状態も非常に不安定になっていたりとか、子どもたちの急性のストレス障害が 結構見られているという報告がされています。

確かに学習面も大切なのですけれども、この状況下で、非常に乱れた状態で生活しています。そういった意味では、身も心もという形で、体も、そういったところに、やはり十分に配慮していくということで、今まで、かつての学校の再開とは違った形での配慮というものを、学校の先生方には、子どもをよく見て、よく見守って、そしてよく話を聞くような、そういった体制を。授業の再開も大切なのですけれども、スタートのときにはそこが重要なのかなと。そのために国立成育医療研究センターはこういう形で22日に発表されたのだろうと思いますので、こういったものを一つの資料として、参考として、誰でもホームページでも見られますので、こういったものを参考に、単なる学校の今までの教育とちょっと違うところが出ましたので、そういうあたりも教育委員会から周知していただけるといいかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤委員

大変な、充実したものをおまとめいただいてありがとうございました。

学校は、本当に戦後初めてという状況にこれからぶつかるのだと思うのです。二つ、感染をこれからも予防するという課題と、あと、全く違う生活をばらばらにしてきた子どもたち、夏休みが終わったということではなくて、例えば東日本大震災ですとか、ああいった大きな出来事の後と考えたほうがいいと思うのですが、そういう平時ではない状況を過ごしてきて、また、多様な、家庭によってかなり過ごし方が違ったと思うので、そういうばらばらな状況で帰ってくる子どもたちをもう一度学校生活に戻していくという、ものすごく大きな、これまでにない二つのことをしなければいけないので。しかも、戻していく中には学力ということもあるので。

ですので、両方がうまくいくように、教育委員会がサポートできるように、先ほど渡邉委員が言われたような、絶対初日はどういう問題点があったかを、メールとかで収集すれば、記録にもなりますので、ぜひ初日の問題点をあらかじめ養護教諭とか、管理職とか、担任の先生とか集約してというか、メールで、簡単でいいので、送ってくれということを指示しておくとか、何かそういう、すぐにサポートができる体制をぜひ組んでいただければと思っています。

あと、感染防止のことに関してですけれど、校内一方通行とか、休み時間をずらすとか、

手洗いタイムをつくるとか、様々な工夫も、だんだん、いろいろな自治体がばらばらに、出てきていますので、そういったものも含めて、学校の実態に合わせて無理なく、でもリーズナブルにできるようなものを、情報提供をこちらからどんどんしていくということも、マニュアルに限らずしていただけるといいのかなと思っています。

それともう一つ、感染予防と心のケアと両方に関わると思うのですが、子どもたちが主体的に判断するということが大事なのではないかなと思っていて、特に休み時間とか、日々の行動をどういうふうにするかは、子どもたち自身の考えに基づいていくと思いますので、東日本大震災のときに釜石の学校で「自分で考えよう」という防災教育が役だったということがありましたけれども、ぜひ今回も子どもたちが自分で、安全に遊ぶにはどうしたらいいのか、安全に学校生活を送るにはどういう工夫があるのかを、子どもたちが積極的に楽しくというか、ポジティブに考えられるような呼びかけをしていただけるといいと思いますし、子どもたちの意見を聞きながら、その学校のやり方をつくっていくというようなことを考えていただけるといいなと思っています。

ですので、手の洗い方とかだけではなくて、人間距離を、物理的な距離をどのくらいとろうとか、そういうポスターとかを貼っていただいて、それを実現するためにはどうしたらいいかを、小学校1年生なら1年生なりに考えるとか、そういったことも、常にリマインドしながら、子どもたちが実施できるようにしていただきたいなと思っています。

あと最後になるのですけれども、最初に申し上げたように、子どもたちがどういう状況で来るか、1人ずつ違っていると思うので、多様性ということを考えていただきたいということと、学校に来始めてからやはりギャップに戸惑う人もたくさん出てくると思うので、ぜひそのあたりは特段の注意をというか、バックアップ体制。教育センターの心理士さんもいらっしゃると思いますし、いろんな意味でのバックアップ体制を考えていただくということもあるかなと思いました。ですので、子どもたちがどういう状況で学校に来て、どういう形で学校に適応できるのかということがわからないので、そのあたり、いろいろな現場の声を聞きながら、こちらもサポートできるようなという体制づくりをぜひお願いできればと思いました。よろしくお願いします。

指導室長

いろいろなご提言どうもありがとうございます。

まず、今、校長会等がなかなか開けないような状況。人が集まって意見を集めるのがなかなか難しいので、今、何が機能しているかというと、それぞれの校長会長先生に様々な意見

を取りまとめていただいて、適時我々のほうにご意見を流していただける。そのような状況はつくられております。

それから、養護教諭のまとめ役の校長先生からも、別に、養護教諭の中でいろいろ挙がったことについてもご報告いただいているところでございますので、今おっしゃったとおり、メール等を活用して、すぐにそれを集めていくような体制は整えてまいりたいと思います。子どもたちに対してですが、実は今週も一人一人呼んで、電話だけではなくて、実際に会って、子どもの状況を確認してくださいということを中野区はやってございます。特に、実際に会わないと、先ほどご心配いただいたようなことが把握できないこともございますので、今週もやっておりますけれども、前回もやって、5月に入ってから最低2回以上、多い学校は毎週やっておりますので、そこで子どもたち一人一人の状況をつかんで、ケアをしていくように徹底しているところでございます。

先ほど伊藤委員からご提案ありましたけれども、マニュアルの中にも、子どもたち自身が標語やポスターを考えて掲示する。個人でやってもいいですし、保健委員会とかでやってもいいのですけれども、そういうことを、子どもたちがやらされるのではなくて、みずからの主体的な活動として進めていく。トイレ等にそういうことを掲示したりすることは、ご提案もありましたので、この中に盛り込ませていただいたところでございます。

伊藤委員

中学1年生と小学校1年生は、学校に行けていない状況で、新入生と学校再開という二 つの、ほかの学年と違う状況にあると思いますし、中学3年生も進路ということはあるの ですけれども、小学校1年生や中学校1年生についての配慮についての計画とか何かがも しあれば、教えてください。

指導室長

マニュアル通知のほうで、特に小1と中1にとってみれば、全く学校に通っていない状況、それから授業を受けていない状況が続いているので、それを配慮した指導や、準備期間をとるようにという指導はさせていただいております。特に例年ですと、この4月、5月で大体そういうところを身につけさせて、ペースをつかんでいくところなのですけれども、それが全部飛んでしまいましたので、教員のほうも、どうしても焦ってしまって、先ほどの話になりますけれども、そこで必要以上に厳格な指導をしたりとかしますと、そこでいるいろな人間関係等もうまくいかなくなりますから、そういうところに配慮して、指導するようにということは示しているところでございます。

田中委員

今の伊藤委員のお話にも関連するかもしれないのですけれども、子どもたちと話していると、休みが長くなってきて、最初は学校早く行きたいと言っていた子が圧倒的だったのが、休んでいる状況に慣れてきたりとか、あるいはここ数日聞いていると、宿題の山でパニックになっているとか、本当に子どもはそれぞれいろいろな状況があると思うので、スタートのときに、指導室長がおっしゃったように、きめ細かい対応をとっていただけるといいのかなと感じました。お願いします。

それとあともう一つ、手洗いに関してなのですけれども、手洗いが大事だということもありますが、結構子どもたち、食べた後にうがいをしたり、体育の授業の後にうがいをしたり、あるいは子どもによっては学校に歯ブラシを持っていって、食後に歯ブラシをしたりする子もいて、うがいするときに結構「ペッ」と出して、唾液からの感染ということも大事で、飛沫が飛んだりすることがあって、学校のよっては養護の先生に聞くと、うがいの仕方を改めてきちんと教えたりということもしようと思っているという先生も、声を聞きますので、この三つがもちろん基本なのですけれども、プラスアルファの部分でそういったところも機会があれば少し周知をお願いできればと思います。

以上です。

指導室長

ご提案がありましたので、うがいのことについては徹底を。マニュアルの中にも盛り込ませていただいて、徹底してまいりたいと思っております。

渡邉委員

学校再開を来月に控えているという近々の状況なので、もう一言だけ。先ほどは生徒さんのことを申し上げたのですけれども、学校には教員もいまして、この状況に教員も非常に混乱しているのではないか。子どもたちの対応をしなさいといっても、本当にその対応ができるのか。それとか新規採用、4月から始まっているので、新規採用の職員もいるのではないか。また、異動職員も、異動してきた学校でまだ何もしていない。いろいろな不特定な要素が非常にあります。今、学校としては、まず子どもたちのことも中心に考えるのですけれども、子どもたちを守るという意味では、教員の勉強会。多少時間があったりとかもすると思うのです、まだ。ですからそういったところで、教員の指導というのも、これも明確に。再開マニュアルに当たって、子どもたちに対応するだけではなくて、教員の対応の、マニュアルとまでは言わないですけれども、そういった、指導室からの明確な指導。校長先生

を集めて、またそのあたりのフィードバックを。ここもある程度明確にしておかなければ いけないかなと。

話を聞いたといっても、ただ会いましたといっても、何をしていいのかわからないとなると、当然、対応できない人間が対応すると、かえってひどいことになりますので。ですからそういった意味では、ある一定の能力を担保しなければいけませんので、そういった意味で、やはり少なくとも教員たちも情報を密にして対応していくことを検討するというような。そういった組織、時間というのを明確化しないと、こういった時期は乗り切れないのかなと思っていますので、そのあたりのご検討もよろしくお願いいたします。

指導室長

校内研修につきましては、様々な通知や、マニュアルの中にも少し入ってございますけれども、「これは必ずやってください」ということは、幾つか例を示しているところでございます。

特に今ご提案にもありましたけれども、新しく教員になった先生はまだ教壇に立っていないような状況がございまして、健康面での配慮はこのような形で、校内研修をやっていただいて、このマニュアルを使ってやっていただければと思うのですが、それ以外に例えば指導方法ですとか、それから評価のつけ方とか、そういうことにつきましても徹底していくように、今、命じているところでございます。ただ、今まで職員室内のいわゆる3密を避けるために、全員が学校に集合して、集合研修を行うということが、教育委員会主催のものも含めまして、この4月、5月になかなかできなかったもので、これ以降、教育委員会の研修も含めまして、場合によっては学校の中のOJTのような形で、そういうことは徹底してまりたいと思っております。

以上でございます。

渡邉委員

よろしくお願いいたします。

伊藤委員

同じことなのですけれども、感染症ということについて、教員の知識が、皆さん同じだけのものを持っているということがすごく大事かなと思っているので、そういったことは学校差があるわけではないので、オンデマンドで、既存のものでいいと思うのですけれども、この動画を学校で、みんなで、あるいは個人のお宅で見て確認をしてくださいとか、そういったことも工夫としてあり得るのではないかなと。学校ごとの研修ということになると、

学校も大変だと思いますし、いろいろな状況があると思うので、オンラインの遠隔研修ということも含めて、知識のレベルを統一していただくというか、ある一定の知識を担保していただくことも大事かなと思いました。

よろしくお願いします。

小林委員

もう今、大分様々な意見やご指摘があったとおりだと思います。

この学校再開マニュアルは、特に感染症の予防と、健康上という視点からよくまとめて いただいたと思います。

最初に渡邉委員おっしゃったように、実際はもっともっとあるだろうと。私もそう思います。ただ、現実に教員が実行するときには、この内容を頭に入れて、そしてどのように実行していくかということがポイントなので、この中でも優先すべきこと、教員が朝、勤務を始めた場合、その後、何と何と何は最低限行っていくのだというチェックリスト的なものですよね。そういうものが併せてあると、教員の安心感があるし、さらにもう少し詳しくというときはこれを見る。またはもう少し別のものもというような、使えるものというのでしょうか。リスト的なものを、これ出したからおしまいだよではなくてですね。

それから、これは今回の場合には、どうしても健康上のというか、医学的な見地も含めて、そうした観点からの切り込みなのですが、一方で今、話が出たように、教務的というか、学習面、指導面からの書き方もあるだろうし、生活指導上の視点からの書き方も、いろいろあると思います。それはみんな共通していくと思うのですけれども、その辺のところは、ある程度授業に関してはこれとか、ある程度時間帯の中で区切って、これとこれとこれは外してはいけないよねと、しっかり励行しましょうというような部分があると、そういう点では実効性を伴うものになると思いますので、工夫をしていただきたいなと。

それから今、最後に出た教員に対してのマニュアルとか、教員に対してというのは非常に大事だと思います。ただそこで、私がぜひ視点として入れてほしいことは、今回はこんなことで、非常にイレギュラーな、そして何かマイナス面を補うようなことで、しかも果たしてこれで大丈夫なのだろうかという不安を持つ、そういう対応の連続だと思います。ある意味で疲弊するような状況だと思いますが、しかし一方、もう少し、何年かした後のこの状況を俯瞰したときに、今回様々先生たちが取り組んでいらっしゃることというのは、今後に大いに生きるのではないかと思うのです。一つは、学習内容、義務教育に関しては大分授業の公開とか、どういったことをやっているかというのをかなり公開してきていますけれ

ども、より内容が可視化されたというか、親も見ると。そうしたときに教員が、今までの授業がどうだったのかという、そういう機会にもなっていると思いますし、中身も充実していると思います。それから、いわゆるオンライン上の様々な教材は、今後予習や復習だとか、様々なものに生かせて、これからの学習指導の充実にはかなり大きなプラスになっていくと、私は思うのです。ですから今やっていることは決して無駄ではないのだというような、そういう書き方というのを。やはり書く側がそういう気持ちを持ってマニュアルづくりをしていかないと、プラスになるのだという部分を、ぜひ私たちは持たなくてはいけないかなと思っていますので、ちょっと抽象的な言い方ですけれども、ぜひそういう点で、これを糧にするというか、そういう方向で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

入野教育長

今回は、幼稚園も今週親子面談をしておりまして、その様子を確認しましたところ、やは り今まで全然会っていなかったので、子どもたちの様子、親御さんの不安な部分というと ころも、併せて把握できたのでよかったという話を聞いております。

小中学校はもちろんここのところ何回も繰り返しやっていただいておりますし、毎週連絡をとるということも引き続きやってもらっておりましたので、段階的に普通の授業に戻していくという中で、さらに細かく子どもたちの様子を見ていきたいと思いますし、先生方の準備も進めていければいいなと思います。

学習を、子どもたちが本当に主体的に学ぶような学び方を身につけさせることの大事さというのを、小学校も中学校も今回は感じているところでございますので、学習が変わっていくかなということも思っております。

いただきました意見をさらに次に生かしてまいりたいなと思います。

それでは本報告は終了いたします。

事務局報告の3番目「令和3年度使用中野区立中学校教科用図書の採択に係る教科書展示会の実施について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「令和3年度使用中野区立中学校教科用図書の採択に係る教科書展示会の実施について」、ご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

今回は(1)にございます法定展示会といたしまして、教育センターにて、6月2日から25

日まで無休で実施いたします。時間は9時から18時でございます。

(2) の巡回展示会といたしましては、南部すこやか福祉センター、野方図書館、中央図書館の3カ所で、資料にあります各期間、各時間に実施いたします。各展示会場には、そこに続けてございます、意見用紙を準備し、区民の皆様から広くご意見をいただくことになります。

なお、このことにつきましては区のホームページでもお知らせいたします。 ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

図書館の使用については、大丈夫ということですよね。

指導室長

ここは最後まで調整が非常に手間取ったのですけれども、最終的にはこの日程でできるように調整させていただきました。

入野教育長

では、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしたら、本報告は終了いたします。

事務局報告の5番目「新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえた対応に伴う小中学校 での事業について」の報告をお願いいたします。

学校教育課長

それでは新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえた対応に伴います令和2年度の小中 学校で実施する予定の事業につきまして、現段階での対応についてご報告をいたします。

1番、中止する事業でございます。事業の実施時期、開催方法などについて検証した結果、次の事業につきましては実施時期の変更が難しく、大勢が密になる状態を避けることが望ましいとの理由から、中止とさせていただきます。

移動教室は小学校、中学校について中止でございます。それから音楽鑑賞教室、文化事業、文化事業につきましては、連合で行うものです。体育事業も連合で実施するもの、それから職場体験、こうしたものは中止としたいと考えております。

次に2番、検討中の事業でございますが、引き続き、新型コロナウイルスの感染症の動向を考慮しつつ、検討していく事業といたしましては①の中学3年生の修学旅行、それから特別支援学級の宿泊学習などでございます。次に②中学2年生のスキー教室、小学校4年

生の英語体験プログラム、それから社会科見学、こちらも引き続き、適切に判断をしたいと考えております。それから③としまして、小中学校の連合作品展、小学校は書初め、図画工作等、こちらにつきましては、展示方法など変更して実施できるような形で検討していきたいと思います。④としまして、中学校の体育事業のうち、中野区中学校体育連盟主催または教育委員会との共催による大会、こちらにつきましては学校再開後に協議した上で判断をいたしたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邉委員

この時期なので、中止せざるを得ないということは、受け入れざるを得ないというとこ ろなのですけれども、ただ、時間割とカリキュラムというのの違いというか、ただこの時間 にこれをやりますとか、この時期にこれをやりますというのではなくて、本来はこれをや ることによって、何を達成するかということが学校の行事であって、これは重要でないか ら中止しますとかという、そういうものでは決してないということで、学校で行われる事 業というのはやはり子どもたちにとって、何らかの教育的に意味のあるものですから、こ れが今までやられてきたという形になっていると理解しているのですけれども、そういっ た意味では、こういったもの、特別な、普通の授業にないものの意味合いというのは非常に 重要性があると僕は以前からずっと言っていて、これは大切にしたいと申し上げていたも のとしては、これが持つ意味を考えて、もしこれができないのだったら、それにかわるよう な形で、何ができるかということも考えて、この時期で、最大限自分たちの努力で復活でき る。ですから、同じことをやらなくても結構だと思うのです。ただ、そこで得るべきものと いうのが、それがカリキュラムだったり指導だったりするわけですから、それを学校の中 でどのような形でやっていくのかということも、これは教員に課せられた、私たち教育委 員会に課せられた責務であるなと思っておりますので、中止は仕方ない。ですから今検討 中の事項に関しては、やはりある意味、中止ありきでやるよりは、やることありきに一生懸 命考えていって、やれないのだったらどうするのか。それにかわるような指導というのは どういうことを行うのかということがないと、「これやりません」だけでは。プリントでは そうなりますけれども、教育現場では、やらないからではどうするという話は、やはり検討 していただかないと、単にこの時間を授業の日数に、算数の時間に充てますという、それで

はちょっとどうなのかなと思いますので。

教えていただく必要はないですけれども、各学校でやはりそれをちゃんと検討した上で 指導をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

指導室長

これも今後通知で出していくことになりますけれども、これとは別の通知の中で、今、当面例えば宿泊行事は非常に難しい状況。それから、今までやっていた運動会ですとか、そういう全校生徒が狭いところに集まって、そして保護者もいて、3密状態が野外であっても続くような状況は当面難しいと思うのですけれども、その中でやる形を工夫すればできることはいくらでもあると思うのです。例えば学年によって時間を区切るとか、保護者は見ることはできなくても、そこに集まる人数を制限しながら、交代交代でやって、全体としては運動会になるのだけれども、各時間には子どもたちはある程度間隔をとって座れるとか、そういう工夫をするように、学校には、今、こういう状態でここまではできないけれども、工夫すればこういうことはできるから、学校でぜひそれをやってくださいということは通知等で申し上げているところでございます。

伊藤委員

いろいろとお考えいただいて、検討中のものもあるし、いろいろ考えていただいてよかったなと思います。

今、お話を伺っていて思ったのですが、一応中止になっているものも、もしかしたら形を変えると、連合運動会はみんなで集まらなくても、ある日記録を寄せ合って掲示するとか、そうすると子どもたちの励みに。みんなで集まることはできないけれども、お互い中野区の中でいい意味で競い合ったりとか、他校の状況を知ったりということができると思うので、ビデオでみんなでやって流すということもあると思いますし、同様に、音楽鑑賞会も、よく考えると、行って聞くことがすごく大事で、そこができないのは残念ですけれども、でもご説明を聞きながら、聞くということは遠隔でもできるかもしれないので、別にこの方々にやっていただかなくても、そういうコンテンツをみんなで見ようとか、そういうこともできるかもしれませんので、中止を原則とするけれども、開催方法とか内容を見直して、できるところをやるということも含めての中止にしておいたほうがもしかしたらいいのかなという気がしました。

そういう、学校の負担にならない範囲で、でも子どもたちの貴重な、その年にしか感じられないことを体験できるというところは、職場体験もすごく意味があるので、残念だなと

思うのですけれども、もしかしたらご迷惑だけれども事業所にお電話するとか、何かそういうところだけはできるかもしれませんし、やはり中学生、どきどきしながら事業所に自分で電話をしたりとか、一つ一つが体験になってきたと思いますので、一部のみ実施とか、可能な状況の中でやっていくということで、中止ということではなくてということも含めてお考えいただけるといいなと思いました。

以上です。

小林委員

今のご意見と重なる部分がありますけれども、やはりこういった体験活動というのでしょうか。これは体験させてどうかということなので、どうしてもそれを100%補完するということは難しいかもしれません。例えばクラシック音楽鑑賞ということは、生で聞くことのよさというのを体感させるというのが狙いなのですが、でも今、伊藤委員言われたように、いい部分をある程度短くまとめて、それをオンデマンド型で配信するとか、職場体験なんかも、過去の映像なんかで、実際そうやって中学生が取り組んでいる様子だとか、そういうものを見るとか、何か意識をさせる。

その際、恐らく各学校は結構いろいろ工夫して、そういったような取組をしている。学校によって違いがあるかもしれませんけれども、ぜひ、そういったものを教育委員会が集約して、全体で共有して、フィードバックしていくというか、そういうことも大事だと思いますので、いろいろ業務多忙だとは思いますけれども、情報をうまく取りまとめるようなキーステーションになっていただきたいなとは思っています。

以上です。

田中委員

僕も職場体験を毎年受け入れているのですけれども、結構、先生方何度も電話くださったり、生徒さんが事前に見えたりと、いろいろ大変なこともある一方で、とてもいい経験になっているのかなと思います。

今、委員の先生方言われたように、何かかわりのものができればいいですし、ただ、今年 のこういった状況ですので、学校の現場の先生方が過度な負担にならない点もぜひ配慮し ていただければと思います。

以上です。

入野教育長

現在の先生方の、事業といいますか、子どもたちへ発信しているものも指導室のほうで

は、今後、集約していったり、いいものは皆さんで共有できるようなことは考えていると聞いておりますので、併せて今のご意見を聞きながら取り組んでまいりたいと思います。

それでは、他にございませんでしたら、本報告は終了したいと思います。

その他、事務局から口頭での報告はございますでしょうか。

学校教育課長

中野区軽井沢少年自然の家なのですが、現在臨時休館となっております。緊急事態宣言 は解除されましたけれども、引き続き感染症対策ということで、他県への移動などが自粛 されるということもあります。引き続き当分の間は臨時休館とさせていただきますので、 ご報告させていただきます。

以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。 なければ本報告は終了いたします。

ここでお諮りいたします。

協議事項1番目「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の統合時期等の取扱いについて」及び協議事項4番目「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎等整備について」は、意思決定の過程にある案件でございます。意思決定の中立性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ありませんので、非公開といたします。

引き続き、お諮りをいたします。報告事項の4番目「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会調査研究会の設置について」は、人事案件となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開と決定し、協議事項2件の協議を行った後に報告事項 に移ります。 それでは傍聴の方々のご退室の前に、事務局から次回の開催について報告願います。 子ども・教育政策課長

次回の開催につきましては、6月5日金曜日10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

それではここで傍聴の方々につきましては、順次ご退室をお願いいたします。

また、引き続き、今回の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえまして、次回の傍聴についてもお知らせすることがあるかと思います。よろしくお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

(令和2年第15回定例会における会議録の公開決定に基づき、以下、協議事項に係る非公開部分を公開)

入野教育長

定例会を休憩いたします。

午前 11 時 12 分休憩 午前 11 時 15 分再開

入野教育長

それでは再開したいと思います。

<協議事項>

入野教育長

最初にお諮りをいたします。先に協議事項4番目を、続いて協議事項1番目を、それぞれ 事務局から説明した後、一括して協議を行うということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは協議事項4番目「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎等整備について」 を先に事務局から説明お願いします。

子ども教育施設課長

では、まず「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の新校舎等整備について」ご報告いたします。

こちらの新校舎整備につきましては、本年3月に策定いたしました基本設計をもとに、

現在実施設計の作業を進めているところでございます。こちらの設計作業を進める中で、 計画の一部変更により、整備スケジュールについても見直しが必要となりましたので、ご 報告いたします。

まず1. 杭工事についてでございます。昨年度実施いたしました現地調査と地盤調査を もとに、施設構造の詳細検討を進めてまいりました。その結果といたしまして、建物等を支 える地中杭については当初想定していたよりも広範囲に施工する必要があることを確認い たしました。

なお、現在の第八中学校の校舎におきましては、構造上そして安全上の問題があるものではございません。

続いて2.整備工事の進め方でございますが、杭工事や敷地状況を踏まえ、安全性を確保した適切な施工手順を検討したところ、既存校舎を解体する際に合わせ、杭工事と新校舎整備工事の一部についても、一体的に施工する必要があることが判明いたしました。そのため、当初の想定では解体工事と新校舎整備工事は別々に発注することとしてございましたが、こうした事情によりまして、発注方法を見直し、新校舎建築の確認済証取得後に解体工事、そして新校舎整備工事を一括して発注することといたします。

3.整備スケジュールでございます。これまでの内容を踏まえ、整備スケジュールを見直しましたところ、新校舎整備期間につきまして、約1年間の延長が必要となりました。整備期間につきましては、今後も引き続き検討を行い、可能な限り工期の短縮を図ってまいります。

ここで別紙をご覧いただければと存じます。上段につきましてが変更前の整備スケジュール、下段が変更後の整備スケジュールとなります。変更後におきましては、解体工事と新校舎整備の一括発注を行うことなどにより、新校舎の供用開始時期につきまして、当初予定してございました令和5年度から、令和6年度に変更となるものでございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邉委員

今までこんなことがなかったわけではないのですが、今回こういった、工事が延期だと かということになって、理由は今伺いましたけれども、これは予測可能であったのか、どう なのかということは、まず明確にしないといけない。最初からわかっていて、調べていな かったのではないのという話にはならない。であれば予測不可能であったということをまずはっきりと言っていただきたいのと。あと、それに関して、今までの予定どおりに工期を進めるとか、工事の工夫によって、今までどおり計画することはやはり無理なのかということ。これは、ある程度工事をする前に。そして、それが無理だったから、今、この示された案になったのだろうと。これが今考えられる最良の方法であるということであれば、時間的に余裕をもって、今度はやれるということをある程度担保していただきたいと思うのですけれども、この点について。わかりやすく。

伊藤委員

一緒にお答えいただいたほうがいいかなと思うので、引き続き質問いたします。

今回特徴的なのは、解体と一緒に杭工事を行うほうが安全性が確保されるということな のですが、解体と一緒だと、解体するのにも地下を掘るから杭を打つ作業と一部重なる作 業、工程があって、そのほうが現実的であるということなのか。

あと、安全性ということも、工事自体の安全性なのか、安全のために広範囲に杭を打つ、 それを確保するためには、この手順だということなのか、工事作業の安全性なのか、施工後 の安全性なのかというようなことですけれども、そういったことも含めて、もうちょっと わかりやすく具体的に言っていただけると、「なるほど」というふうに理解が進むかなと思 いまして、併せてご説明いただければと思います。

子ども教育施設課長

まず、第1点目に今回こういった事態になってしまったことをあらかじめ想定できな かったのかというところでございます。

こちらにつきましては、地盤調査の結果により進めました、実施設計作業の中で進めてまいりました構造計算により、今回、新たに明らかになった、そういった事情がございます。当初よりそういった地盤の状況は、一定程度はこちらでも承知していた上で、杭工事というものも工期の中に当初から組み込んではいたものなのですが、より一層の詳細設計の中で、今回新しくつくる、整備する新校舎の形状も踏まえ、そういった一連の中で実施設計作業の中で、どうしてもやはり新しい校舎の安全性を確保するためには、杭工事、より広範囲に施工する必要がある。そういったところが明らかになったところでございます。

工期につきましても、最大限予定工期の中でおさめるよう、様々検討してまいりました。 しかしながら、よりよいものを、しっかりとしたものをつくるためには、そこは安全が第一 でございますので、そういったところとのバランスも考えながら、今回このようにご提案 をさせていただいている工期設定としているものでございます。

今後、実際の施工業者等も決まってまいりますので、施工業者とのやりとりの中で、工期 短縮については、引き続き検討・協議を図っていきたいと考えてございます。

その上で、1年間工期の延長という中で、当初予定していたものよりも時間をたくさん いただけるものでございますので、しっかりとしたいいものをちゃんと整備していきたい と考えてございます。

今回、杭工事に当たりまして、安全性を確保するためには一体的な工事が必要であるといったところでございます。一体的な工事が必要な理由といたしましては、こちらの敷地、北側の敷地でございますけれども、道路との高低差がございまして、既存の擁壁が存在してございます。新しい校舎におきましても擁壁部分、新設をする予定になってございますが、今回、杭工事、広範囲になるというのは、この擁壁の下の部分にも杭が必要になるというところが一番大きなところでございます。

擁壁の下の部分にも杭工事を、地中杭を施工するまで、そこにつきまして、既存の擁壁を解体する。そして、新設の擁壁をつくるために、その下に地中杭を施工する。そこまでを一連の流れでやることで、安全性というのは、工事上の安全性でございます。工事上の安全性の確保ということで、今回一体的な作業が必要であると考えてございます。

仮に解体工事と擁壁のやり替え工事、新築工事を別々に工事業者さんに発注をすることが不可能かとなると、可能ではございます。ただ、解体工事をした後に、新設の擁壁ができるまでの期間、仮設の土留めというものも設置しつつ、ましてやその下の部分もそれほど地盤が安定しているものではないことから、そういった不安定な状況を生み出さないためにも、工事中の安全性を確保する、そのための一体的工事とご理解いただければと考えてございます。

以上でございます。

伊藤委員

そうしますと、今のご説明ですごくわかったのですけれども、一体的に行わないと、仮の 擁壁になってしまって、その間通学路とか、子どもたちの生活も含めて、単に工事の安全性 というだけでなくて、工事中の地域というか、学校の安全性ということも考えると、好まし くない状況が長くなってしまうという理解でいいですよね。

子ども教育施設課長

今、委員おっしゃられたように、工事の安全とともに近隣に対する安全性の確保という

観点からも必要であると考えてございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。ここで定例会を休憩をします。

午前 11 時 25 分休憩 午前 11 時 35 分再開

入野教育長

それでは会議を再開いたします。

ほかにご意見ございますでしょうか。

小林委員

今、この工事全体が延びるということについては説明いただいたわけですけれども、工期そのものが、今後、今のこういった様々な社会情勢を含めて、遅れが非常に気になるわけですね。例えば1年延ばしたとして、それでもまだ年度内に完成しないなんていうことがあっては困るわけなのですが、その辺のところもしっかり、よく見極めて、より詳細な計画を進めていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

子ども教育施設課長

委員おっしゃるとおり、社会情勢も踏まえて、しっかり工期のほうは見極めてまいりた いと思っております。

令和6年度の4月には供用開始ができるように、今後施工業者ともしっかりと調整を 図っていきたいと考えてございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。この件はよろしいでしょうか。

渡邉委員

再度確認なのですけれども、やはりこれは、工期が実際に長いのですね。どうしても必要だと判断してよろしいでしょうか。

子ども教育施設課長

今回、こちらとしても大変心苦しいところではあるのですが、現場の状況、新しい校舎の 内容等も踏まえまして、1年間の工期延長というのは、実際にはいたし方ない部分である と認識してございます。

渡邉委員

短縮は可能ではない。

子ども教育施設課長

最大限、諸条件を踏まえた上で、今回ご提案しているとおり、1年間の延長というところで、提案させていただいているところでございます。

伊藤委員

すごく難しい形状の土地ですし、段差もあって、渡り廊下もあってという中で、最大限効率よく校地を使うということに配慮した設計に最後、なっていたと思いますので、それを、安全な校舎として実現するために、きちっと見直して、必要になった期間だと理解してよろしいですよね。

子ども教育施設課長

委員おっしゃるとおり、最大限いいものをつくりたいという思いの中で、なおかつ工期 についても最大限影響がより少なくなるように検討してまいりましたが、今回1年間とい うことで、こちらのほうとしてもご提案したいというところでございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは引き続き、協議事項の1番目のほうに参りたいと思います。「鷺宮小学校・西中野小学校統合新校の統合時期等の取扱いについて」を事務局から説明してください。

学校再編·地域連携担当課長

鷺宮小学校・西中野小学校の統合時期等の取扱いにつきまして、お手元の資料によりま してご説明させていただきます。

ただいまご報告がありましたとおり、第八中学校の位置に設置する統合新校校舎の供用開始が令和6年度となったことに伴いまして、中野区立小中学校再編計画(第2次)におきまして、鷺宮小学校と西中野小学校の統合時期が令和5年4月とされているところでございますが、工事期間の延長に伴いまして、統合時期の延期について検証を行いました結果、次のとおりの対応とさせていただきたいと考えているものでございます。

まず1番、学校統合時期等につきましては、鷺宮小学校・西中野小学校の統合時期及び場所につきましては、学校再編の趣旨と現行計画の考え方を踏まえ、第八中学校の位置で令和6年度に供用開始される新校舎で統合を行うというものでございます。

この検討に当たりまして、まず現行計画におけます鷺宮小学校・西中野小学校の統合についての規定を記載してございます。

まず(1)が現行計画の本文の抜粋でございます。

(2)でその考え方ということで説明してございます。まず統合位置を第八中学校の位置とする理由につきましては、通学区域について、統合新校の通学区域のほぼ中央に位置しており、通学距離が最も長い距離で約1.3キロにおさまるということでございます。それから、施設規模につきましては、鷺宮小学校や西中野小学校よりも校地が広いということでございます。また、統合時期につきましては、当初計画の時点におきましては、令和5年度に新校舎が建設予定であることから、このタイミングでの統合という計画でございました。この統合につきましては、小規模校の早期解消を図る必要があるということが、この学

資料1に鷺宮小学校・西中野小学校の児童数・学級数の推移ということで、別途配付させていただいておりますが、小規模化が、西中野小学校では今年度8クラスという現状でございまして、そうした傾向は今後も進んでいくということでございますので、引き続きこの再編はしっかりと進めていく必要があるという認識でございます。

校再編計画の趣旨でございますので、これらを踏まえて検討をしてきたものでございます。

次に2ページの(3)でございます。鷺宮小学校・西中野小学校の統合計画につきましての、他のこれまでの計画との違いがございます。他の六つの事業につきましては、統合と新校舎移転というのを2段階で行う計画でございました。これに対しまして鷺宮小学校・西中野小学校につきましては、既存校とは別の位置で統合と新校舎移転を同時に行うという計画になってございます。したがいまして、これまで他の再編の事業におきましては、新校舎移転に遅れが生じたような場合でも、統合の位置や統合の時期を変えなければならないといったようなことはございませんでしたが、今回、この鷺宮小学校・西中野小学校につきましては、統合位置と統合時期から成る統合、移転同時の計画でありますことから、この対応について、踏まえた検討が必要だということでございます。

次にその代替案についての比較の検討でございます。令和5年度に統合するためには、いずれかの校舎を仮校舎として整備した上で統合を行い、令和6年度に新校舎に移転するという案が想定されるところでございます。しかしながら、以下に挙げましたとおり、仮校舎を使用する案につきましては、いずれも学習環境の低下を避けられない見通しであるということから、学校再編の目的である学習環境の改善は困難と判断をせざるを得ないところでございます。このため、現行計画の考え方を踏まえまして、第八中学校の位置で統合新校校舎移転を1年間延期して実施することが最も合理的と考えられるというものでございます。

以下、それぞれの検討の内容につきまして、ご説明でございます。

まず通学区域・距離につきましては、資料2で別紙、用意してございますが、通学区域の中央部に第八中学校が位置しているというところでございますが、仮に西中野小学校とした場合には、その通学区域の西の端になってしまうということで、遠距離通学が発生してしまうという課題がございます。

次に(2)、仮校舎の施設・設備等でございます。仮校舎として整備をするためには、普通教室 18 教室、特別教室 4 教室整備する必要がございますが、これにつきまして、必要な施設改修の概要につきまして、資料 3 の別紙を用意してございますが、やはり既存の校舎を改修した場合、また、プレハブを設置した場合ということで、それぞれ鷺宮小学校に設置をした場合、西中野小学校に設置をした場合ということで、比較検討を行いましたが、いずれもコンピュータ室、少人数指導教室などの特別教室の確保が十分できないといったような課題があるということでございます。

次に(3)移転に伴う児童・教職員への負担ということでございます。令和5年度に統合するというためには、令和4年度中に準備を行い、令和5年度に移転を行う。そして、その年度中にまた準備を行って、令和6年度にもう一度移転を行うということが必要となります。そうした環境の変化が児童に与える影響について十分配慮が必要であると考えてございます。また、そうした作業、学校の先生方に中心となって行っていただく必要がありますので、そうしたところも負担の増となることが懸念されるところでございます。

次に4点目といたしまして、統合手法の違いによる経費の比較でございます。これは先ほどご紹介いたしました資料3の一番右側のほうに概算の経費ということで比較をしてございます。案②が鷺宮小学校におきましてプレハブを設置した場合ということでございます。約1億4,700万円の経費がかかります。それから案③におきましては西中野小学校でプレハブの設置をしない場合、これが8,600万円。案④が西中野小学校でプレハブを設置した場合、約1億5,200万円の経費がかかるということでございます。また一方で、二つの学校を一つにするということの経費の削減見込み額、これにつきましては、直近の令和小学校の例で見ますと、おおむね8,550万円、概算でございますが、そうした額の見込みもございます。ですから、その差し引きをいたしますと、実質的な経費増は約50万円から6,650万円見込まれるところでございますが、そうした支出が必要となるというものでございます。

次に(5)仮校舎整備による統合・新校舎移転を行った場合、今ご説明いたしましたとおり、

まず仮校舎の改修を行うために、令和3年度から4年度の夏休みを中心に工事を行います。 そして、令和5年4月に移転・統合を行い、5年度中に仮校舎使用で移転の準備、そして令和6年3月に新校舎への移転を行うという手順が想定されます。

次に4番といたしまして、統合の延期に伴う対応ということでございます。これは統合を令和5年度ではなく6年度に延期をした場合におきましても、本来学校再編の目的としましては、早期に小規模校の解消を行い、適正規模の学校の早期実現を図るということでございますので、延期された場合におきましても、児童・保護者が統合新校に期待感を持ち続けて、関心を持って統合に関わっていただけるように、学校行事や交流活動による相互理解の促進でありますとか、学校紹介、パンフレットの作成、教員への人的支援などについて重点的に取り組むといったような対応が必要となろうかと考えているところでございます。

最後に計画改定のスケジュールでございます。この検討の結果、現行の計画を改定するということとした場合の想定でございます。この6月に議会に報告をいたしまして、7月から9月にかけて区民意見交換会などを行います。そして10月から11月にかけて、パブリック・コメント手続などを行い、12月から1月にかけて学校再編計画改定につきましての教育委員会における議決、議会の報告といったような手続を想定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

今の説明につきまして、質問等がございましたらお願いいたします。

田中委員

視点を整理した資料、ありがとうございました。子どもたちの教育環境は比較してどうなのかということが大分目に見えてきたように思いますけれども、通学区域のところで、遠距離通学がかなり西端で発生するということですけれども、具体的にはどれぐらいの時間をかけて、あるいはどれぐらいの割合の子どもたちがそういったことを強いられるのかということが、もしわかれば教えていただければと思います。

学校再編·地域連携担当課長

通学の距離につきましては、資料2の区域図で申しますと、西中野小学校の仮校舎の位置に対しまして、例えば鷺宮二丁目のこのエリアの一番東の端から歩いた場合、距離が約2キロございます。また、その間に踏切があるということでございますので、おおむね時間

にして 40 分ほどかかるのではないかという想定でございます。

田中委員

大まかでいいのですけれども、どれぐらいの子どもたちが2キロというか、正確でなく てもいいのですけれども、該当するのでしょうか。

学校再編·地域連携担当課長

鷺宮二丁目のエリアの児童数について、今、人数については手元に数字がございません。 渡邉委員

正直、またかという感じの話で。第四中学校・第八中学校の統合について、昨年の終わりにやったばかりではないかというところが実際にはあるのですけれども、今回、工事のお話を伺いました。まず予測可能であるかどうかということを聞いて、やはり予測し得なかった。予測し得たということであれば、我々の反省すべき点だったけれども、これは仕方ないと。

第四中学校・第八中学校のときと同じように、それを理解したということであるのですけれども、この点については、非常にしっかりと協議をしていかなければいけないと思うのですけれども、これに関しては、今回ここで決めるというよりも、もっと資料その他等も読ませていただいて、そして代替の案とか、どういったところを検討してきたのかという資料をもう一度、詳細なものをもう少し示していただいてからのほうが。いつまでに決めなければいけないのか。そちらのほうを示していただけますか。

教育委員会事務局次長

今回お示しした資料のほかにも、例えば第四中学校・第八中学校のときの検討の際の生徒数の予想と、今回の児童との予想の違いとか、この辺のところの資料はご用意できると思いますし、それから先ほど田中委員のほうからご質問があった遠距離通学の想定の人数、そうしたものも次回までにはご用意したいと思っております。

あと、時間的な検討のスケジュールで言いますと、この後、教育委員会での一定の方向性 のご確認をいただきましたら、この報告書にありますような日程で進めていきたいと考え てございまして、ここで決定を見ないと、基本的に工事の発注に影響してしまうというこ とがございます。したがいまして、最終決定につきましては、パブリック・コメント等の意 見を踏まえて教育委員会のほうで最終決定をとっていただきたいと思うのですが、当初こ の案で意見交換会、パブリック・コメント手続に進めるという判断につきましては、次回の 6月5日の定例会で、ご判断いただけたら大変ありがたいと思ってございます。

小林委員

今、さらにそれなりの資料を追加して協議を深めていこうという、そういう話があったと思います。この1ページの中にも、再編計画の第2次の中で、本計画に関しては、改築工事が終了した後とか、それから令和5年3月末というような、そういうのは明記されていますけれども、四中・八中の場合にどうだったかという、その比較もぜひ知りたいなと思います。

もう1点、2ページの真ん中上、代替案の比較検討の中に、学校再編の目的である学習環境の改善が困難という部分と、それから3ページの4番の学校再編はこういうことを目指しているという。これはいわば、学習環境というものを人的な環境なのか、物的な環境なのかという部分がちょっと混在されている部分がありますので、明らかに人的環境ではたとえ校舎が離れていても早く開校して、一体的に機能させていくということが優先されるべきですし、物的な環境を考えたときには、明らかに先延ばししたほうが優位性が高いという。そういう結論になると思います。そういった場合、そのバランスをどう私たちが判断するかということだと思いますので、そのところを資料作成のときには明確に分けて考えていただいて、お示ししていただけると大変ありがたいなと思います。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見をいただきましたこともあり、再度資料を提出させていただくということで、引き続き来週また慎重に検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

ここで、次の議事に入る前に議事に関係しない事務局職員の退席をお願いします。

(事務局職員 退席)

(以下、非公開)

(令和2年第21回定例会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開) <事務局報告>

入野教育長

事務局報告の4番目「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会調査研究会の設置について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「中野区立中学校教科用図書選定調査委員会調査研究会の設置について」ご報告させて

いただきます。

このことにつきましては4月17日の教育委員会においても触れさせていただきましたが、令和3年度使用の中学校教科用図書の採択に当たり、教科用図書選定委員会のもとで、専門的事項を調査・研究するための調査研究会委員が決定しましたので報告いたします。

設置期間は令和2年5月13日から8月31日まででございます。

調査研究項目は基本的なものとしまして、内容、構成及び分量、表記及び表現、使用上の 便宜、そしてそれとは別に特記すべき事項の5点でございます。

選定調査委員会への調査研究会の結果報告は、令和2年6月24日水曜日を予定しております。

調査研究会の委員でございますが、別表をご覧ください。各委員会委員長は校長、委員は 副校長と教員合わせて6名が調査・研究に当たります。校長の数に限りがございますので、 兼任されている校長もございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

なければ本報告は終了いたします。

入野教育長

ここでお諮りいたします。

本日非公開とした協議事項は、会議録の調整及び公開の手続が整い次第、会議録の公開 を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定いたしました。

事務局は、ただいまの決定内容に従い、当該議事録の公開手続を行ってください。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第15回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 11 時 59 分閉会